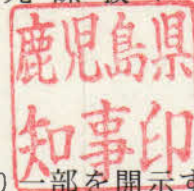


公文書一部開示決定通知書

観 第 4 4 1 号  
平成26年2月10日  
(観光課扱い)



様

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

平成26年1月10日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり一部を開示することを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等	①「Tポイントレディスゴルフトーナメント」の行事後援の起案書及び添付文書 ②「Tポイントレディスゴルフトーナメント」の役員就任の起案書及び添付文書 ③「Tポイントレディスゴルフトーナメント」に係る鹿児島県賞の購入の起案書及び添付文書		
求めることができる開示の実施の方法	写しの交付, 閲覧		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時 分
開示しない部分及び開示しない理由	別紙のとおり		
開示の実施の方法の申出に関する事項	あなたが開示請求書に記載された方法（写しの交付）により開示を実施することができますので、申し出を行う必要はありません。 なお、開示の実施の方法の変更（閲覧）を希望される場合は、電話等により連絡してください。		
事務担当課	観光課 観光地づくり係 電話番号099 (286) 2111 内線 3005		
備考	あなたが郵送による写しの交付を希望しているため、開示を実施する日時及び場所の欄は記入しておりません。		

注1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、事務担当課まで連絡してください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

3 郵送により写し等の交付を実施する場合は、注2の手続は不要です。

4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から異議申立て（~~審査請求~~）があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鹿児島県知事伊藤祐一郎に対して異議申立て（~~審査請求~~）をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県知事伊藤祐一郎となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立て（~~審査請求~~）をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て（~~審査請求~~）に対する決定（~~裁決~~）の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
Tポイントレディスゴルフトーナメントの行事後援の起案書及び添付文書 (平成21年度～平成24年度分)	収支予算書の金額	鹿児島県情報公開条例第7条第2号(法人等に関する情報)に該当 法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、公にすることによって、法人等の公正な事業運営を害するおそれがあると認められることから不開示であり、同号ただし書にも該当しない。
	起案書、回答文書、申請書、実施要項、大会概要の個人名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該情報は個人の情報であって、特定の個人を識別できるものであることから原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
	申請書の会社印の印影	鹿児島県情報公開条例第7条第2号(法人等に関する情報)に該当 契約相手方法人の印影は、法人等の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから不開示であり、同号ただし書にも該当しない。
	申請書の会社印の印影	鹿児島県情報公開条例第7条第4号(公共の安全等に関する情報)に該当 契約相手方法人の印影を公にすることによって悪用されるなど犯罪予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。
Tポイントレディスゴルフトーナメントの役員就任の起案書及び添付文書 (平成21年度～平成24年度分)	役員名簿の公務員等以外の氏名、所属、役職 申請書、実施要項、起案書、回答文書の個人名	鹿児島県情報公開条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該情報は個人の情報であって、特定の個人を識別できるものであることから原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
	役員就任依頼文書の会社印の印影	鹿児島県情報公開条例第7条第2号(法人等に関する情報)に該当 契約相手方法人の印影は、法人等の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから不開示であり、同号ただし書にも該当しない。

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
Tポイントレディスゴルフトーナメントの役員就任の起案書及び添付文書 (平成21年度～平成24年度分)	役員就任依頼文書の会社印の印影	鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 契約相手方法人の印影を公にすることによって悪用されるなど犯罪予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。
Tポイントレディスゴルフトーナメントに係る鹿児島県賞の購入の起案起案書及び添付文書 (平成21, 23, 24年度分)	支出負担行為・支出命令票の相手方の金融機関名、口座番号、口座名義人	鹿児島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 契約相手方法人の代表取締役の印影、振込先は、法人等の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから不開示であり、同号ただし書にも該当しない。
	見積書・納品書・請求書の代表取締役の印影 納品書・請求書の振込先	鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 契約相手方法人の代表取締役の印影や振込先を公にすることによって悪用されるなど犯罪予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため不開示である。
	見積書・納品書・請求書の代表取締役の印影	